

東日本大震災に伴う「照会相談業務処理結果報告書」の有効期間延長について

一般社団法人電波産業会
利用促進部

当会より無線局免許人様にご報告しております照会相談業務の処理結果報告書（以下「報告書」といいます。）につきましては、その有効期間を照会相談業務完了届書の日（以下「業務完了日」といいます。）から1年間とさせていただきます。

このたび、東日本大震災の影響により、その期間内に総務省への免許又は変更の申請（以下「免許申請等」といいます。）が困難となった免許人様につきましては、下記のとおり有効期間の延長のご対応をさせていただくこととしましたので、お知らせします。

記

1 有効期間の延長手続き等

(1) 手続き

免許人様から、「東日本大震災の影響により免許申請等が困難となった」旨の理由を記載した「報告書有効期間延長の依頼書」等を郵送でご提出願います。（依頼書の記載内容につきましては、事前に担当者にお問い合わせください。）

(2) 対象となる報告書

業務完了日が、平成22年3月12日以降、平成23年4月30日迄の報告書

(3) 対象となる免許人様

災害救助法が適用された市区町村(※)に事業所等を設置されているか、無線局(計画中のものを含む)を設置されている免許人様

※

都道府県名	市区町村名
岩手県	全域
宮城県	
福島県	
青森県	八戸市、上北郡おいらせ町
茨城県	水戸市、日立市、土浦市、石岡市、龍ヶ崎市、下妻市、常総市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、笠間市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、潮来市、常陸大宮市、かすみがうら市、桜川市、神栖市、行方市、鉾田市、つくばみらい市、小美玉市、東茨城郡茨城町、東茨城郡大洗町、東茨城郡城里町、那珂郡東海村、久慈郡大子町、稲敷郡阿見町、那珂市、稲敷郡美浦村、稲敷郡河内町、筑西市、稲敷市、北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市、小山市、真岡市、大田原市、矢板市、那須烏山市、さくら市、那須塩原市、芳賀郡益子町、芳賀郡茂木町、芳賀郡市貝町、芳賀郡芳賀町、塩谷郡高根沢町、那須郡那須町、那須郡那珂川町
千葉県	旭市、香取市、山武市、山武郡九十九里町、千葉市美浜区、習志野市、我孫子市、浦安市
東京都	千代田区、中央区、港区、新宿区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、杉並区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、江戸川区、八王子市、立川市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、東大和市、清瀬市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、西多摩郡瑞穂町、武蔵野市
長野県	下水内郡栄村
新潟県	十日町市、上越市、中魚沼郡津南町

(4) 延長期間

1年間（業務完了日より2年を経過するまで）としますが、必要に応じ再延長のご依頼を可能とします。ただし、2年間（業務完了日より3年を経過するまで）を最長とします。

2 当会における処理

上記1－(1)の「報告書有効期間延長の依頼書」等を免許人様から拝受し、ご確認させていただいた後、報告書有効期限の延長を証する「[東日本大震災に伴う「照会相談業務の処理結果報告書」の有効期間延長（回答）](#)」を、速やかに発行いたします。

3 その他

(1) 上記1－(1)のとおり「報告書有効期間延長の依頼書」等は郵送でいただきますが、あらかじめP d f ファイル等をメールでお送りいただき、早めに処理にとりかかることも可能です。

(2) ご不明な点等につきましては、ご遠慮なく、以下の照会相談業務担当者にお問い合わせください。

住所・電話番号	担当	メールアドレス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル11F 一般社団法人電波産業会 利用促進部 03-5510-8591	電気通信担当	dentuu@arib.or.jp
	衛星担当	s-endoh@arib.or.jp
	公共担当	koukyou@arib.or.jp
	放送担当	s-endoh@arib.or.jp

(回答例)

H23利促第000号
平成23年6月00日

〇〇〇〇株式会社
▲▲▲長 □ □ □ □ 殿

一般社団法人電波産業会
会 長 ○ ○ ○ ○ 印

東日本大震災に伴う「照会相談業務の処理結果報告書」の有効期間延長について(回答)

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、照会相談業務に対し格別のご支援ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、この度の東日本大震災につきましては心よりお見舞い申し上げます。

さて、先般お申し出のありました「照会相談業務の処理結果報告書の有効期間延長について(依頼)」につきましては、貴社のご事情確かにやむを得ないと了承致します。

つきましては、照会相談業務の処理結果報告書(以下「報告書」といいます。)の有効期間について、下記のとおりと致しますので、宜しく願い申し上げます。 敬具

記

1 対象報告書

- (1) T10-1111(平成22年12月12日付 H22利促第1111号)
- (2) T10-2222(平成22年11月11日付 H22利促第2222号)
- (3) T10-3333(平成22年10月10日付 H22利促第3333号)
- (4) T10-4444(平成22年10月11日付 H22利促第4444号)

2 延長期間

1年間(業務完了日より2年を経過するまで)

3 その他

当該対象報告書について、延長期間中に無線局免許手続き等をされる場合は、報告書に当該文書の写しを添えてご提出願います。総務省(各地方総合通信局)では、報告書を有効とみなし、免許手続きに関する処分を受けることができます。

以上